







例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかるわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第六項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条规定若しくは市町村の合併の特例に関する法律第八条第五項において準用する同条第二項」とする。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七項又は第四項の協議については、合併關係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第九条

議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議員である者数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかるわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第四項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併關係市町村の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第一項又は前項において準用する前条第四項の協議については、合併関係市町村の議員として在任したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

第五条及び第十二条 削除

(職員の身分取扱い)

第六条

合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

(一部事務組合等に関する特例)

第七条

合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

第十三条

新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合において「編入をする市町村」という。(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又はその区域の全部が他の合併市町村のうちには、当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

2 前項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日(そのうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理)は、当該広域連合の長(同法第二百九十五条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会)に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

3 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

4 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けることとなるものと定められ、他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなす。されることは、合併関係市町村の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議員として在任することとした場合について準用する。

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十二条、第五項及び第六項並びに第二百九十三条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十四条 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が以下の条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本条の規定にかかるわらず、当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は広域連合を組織する地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日(そのうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者(地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会)に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

3 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十五条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

4 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規定の適用による事項は、政令で定める。

**第十五条** 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併關係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。（地方税に関する特例）

**第十六条** 合併市町村は、合併関係市町村の相互

2

の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村

2

相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく平衡を欠くと認められる場合には、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その平衡を欠く程度を度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過するまでの間は行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二十一条第一項において「指定都市」という。）及びそ

の区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内に

ある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあっては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であったもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課す

2

る当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内において合併関係市町村にあつては、同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

（地方交付税の額の算定の特例）

**第十七条** 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより合併市町村に対して毎年度交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年

度及びこれに続く五年度について、同法及び

これに基づく総務省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないよう

に算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないよう算定した額とする。

（地方債についての配慮）

**第十八条** 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

**第十九条** 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（流域下水道に関する特例）

**第二十条** 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二十三第一項の事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域又は流域下水道をいう。以下この条において同じ。）の区域が從前属していた選挙区の区域。次項において同じ。）を合わせて「選挙区を設けることができる」。

2 前項の規定により合併市町村の区域が從前属

していなかった選挙区の区域において、当該選挙区において選挙する都道府県の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定

めることにより、それぞれ從前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により從前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第

度及びこれに続く五年度について、同法及び

当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の二十三第一項において準用する同条第項の規定によ

り変更したときは、その変更後のもの）に係る

下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、

協議により、当該市町村の合併が行われた日か

ら起算して十年を経過する日の属する年度の末

日までの範囲内において移行日を変更すること

ができる。

（都道府県の議会の選挙区に関する特例）

**第二十一条** 市町村の合併に際して都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が從前属していた選挙区の区域（指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区を含む。以下この項において同じ。）の区域が從前属していなかった合併市町村にあつては、合併市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の区域が從前属していた選挙区において、当該選挙区において選挙する都道府県（同法第二十五条の二十二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県）及び全ての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日

一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

(地域審議会)

**第二十二条** 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(次項において「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(地域自治区の設置手続等の特例)

**第二十三条** 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」といいう。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八まで規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合に

五 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長は、これを罷免することができる。

六 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反を受けたことがない。

7 合併市町村の長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反を受けたことがない。

9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けたときには、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的服務を処理するものとする。

13 地方自治法第一百六十五条第一項及び第一百七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことがでできる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合に

五 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長は、これを罷免することができる。

六 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反を受けたことがない。

7 合併市町村の長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反を受けたことがない。

9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けたときには、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。

12 区長は、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的服務を処理するものとする。

13 地方自治法第一百六十五条第一項及び第一百七十五条第二項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことがでできる。

2 区長は、合併関係市町村は、第二十六条の規定により、期間を定めて合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣)次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。)の認可を受けなければならない。

3 合併関係市町村は、前項の規定に基づく認可を行ふ場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく处分に併せて行わなければならぬ。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

5 合併特例区の設置に伴う権利の承継

6 合併特例区が成立する際に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継するものとされることがある。

7 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

8 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

9 合併特例区の権能

10 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効率的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるとときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併関係市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域があつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

11 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

12 合併特例区の規約

13 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 合併特例区の名称

二 合併特例区の区域

三 合併特例区の設置期間

四 合併特例区の処理する事務





う。以下同じ。)の第八十一条第一項又は第二項の機関に」と、同項第四号中「行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、「行政不服審査会等」とあるのは「当該機関」と、同項第五号、第四十四条並びに第五十条第一項第四号及び第二項中「行政不服審査会等」とあるのは「合併市町村の第八十一条第一項又は第二項の機関」と、第八十一条第一項及び第二項中「規定により」とあるのは「規定(市町村の合併の特例に関する法律の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」により」とする。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

**第四十九条** 合併特例区は、次に掲げる場合に

は、合併市町村の長の承認を受けなければなら

ない。

合併市町村の条例で定める場合を除くほ

か、財産(地方自治法第二百三十七条第一項

に規定する財産をいう。以下この項において

同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しく

は支払手段として使用し、又は適正な対価な

くしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける

場合

二 不動産を信託する場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類

及び金額について政令で定める基準に従い合

併市町村の条例で定める財産の取得又は処分

をする場合

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併特

例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の長

の承認を受けなければならない。

一 負担付きの寄附又は贈与を受ける場合

二 法律若しくはこれに基づく政令又は合併特

例区規則に特別の定めがある場合を除くほ

か、その権利を放棄する場合

三 合併市町村の条例で定める重要な公の施設

につき合併市町村の条例で定める長期かつ独

占的な利用をさせる場合

四 合併特例区がその当事者である審査請求そ

の他の不服申立て、訴えの提起(合併特例区

の長の処分又は裁決(行政事件訴訟法(昭和

三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に

規定する処分又は同条第三項に規定する裁決

をいう。以下この号において同じ。)に係る

同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項

内容を公表しなければならない。

(同法第四十三条第二項において準用する場

合を含む。)又は同法第四十三条第一項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による合

併特例区を被告とする訴訟(以下この号にお

いて「合併特例区を被告とする訴訟」とい

う。)に係るもの(除く。)、和解(合併特例

区の長の処分又は裁決に係る合併特例区を被

告とする訴訟に係るもの(除く。)、あっせ

ん、調停及び仲裁に係る行為を行う場合

するときは、あらかじめ、当該合併市町村の議

会の議決を経なければならない。

(報告等)

**第五十条** 合併市町村の長は、必要があるとき

は、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び

帳簿を提出させ及び実地について事務を視察す

ることができる。

(合併特例区の監査)

**第五十一条** 合併市町村の監査委員は、毎会計年

度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区

の事務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に關す

る報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会

に提出する。

3 合併市町村の監査委員は、監査の結果に基づ

いて必要があると認めるときは、当該合併特例

区の組織及び運営の合理化に資するため、前項

の規定による監査の結果に關する報告に添えて

その意見を提出することができる。この場合に

おいて、合併市町村の監査委員は、当該意見の

内容を公表しなければならない。

(合併特例区の解散)

**第五十二条** 合併特例区は、設置期間の満了によ

り解散する。この場合において、当該合併特例

区を設けている合併市町村は、当該合併特例

区に属する一切の権利義務を承継する。

合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併

特例区を設けている合併市町村に係る市町村の

廃置分合又は境界変更があつた場合(政令で定

める場合に限る。)に解散する。この場合にお

ける合併特例区の権利義務の承継については、

政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区

の決定、第三項の規定による意見の決定又は前

項の規定による勧告の決定は、合併市町村の監

査委員の合議によるものとする。

合併市町村の監査委員は、第二項の規定によ

る監査の結果に關する報告のうち、合併特例区

の長又は合併特例区協議会において特に措置を

講ずる必要があると認める事項については、そ

の者に対し、理由を付して、必要な措置を講ず

べきことを勧告することができる。この場合に

おいて、合併市町村の監査委員は、当該勧告の

内容を公表しなければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長

の旨及び当該事項についての各

監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例

区協議会並びに当該合併市町村の長に提出する

場合には、その旨及び当該事項についての各

監査委員の意見を合併特例区協議会に提出する

場合には、その旨及び当該事項についての各

監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例

区協議会に提出する

場合には、その旨及び当該事項についての各



は、第三条の規定により置かれた合併協議会とみなす。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその手続が開始されている旧市町村の合併の特例に関する法律の行為は、それぞれ、第四条又は第五条(これらの規定に基づく政令を含む。)の規定による請求、手続その他の行為とみなす。

(市町村の合併に関する協議に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日以後に地方自治法第七条第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項、第五条の五第一項若しくは第二項、第五条の六第一項若しくは第三項、第六条第一項第二項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第七条第一項若しくは同条第三項において準用する同法第六条第五項又は第八条第五項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十二

条第一項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第九条第一項若しくは同条第三項において準用する第八条第五項の規定に基づく協議とみなす。

第七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三)

(号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第一項の改正規定は、公表の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の市町村の合併特例に関する法律(以下「新法」という。)第

二 第九十六条第一項の改正規定、第一百条の次

に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第一百二条第四項及び第五項、第一百九条、第一百九条の二、第一百十条、第一百二十一条、第一百二十

三条、第一百三十条、第一百三十九条、第

百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十

五条、第二百三十一一条の二、第二百三十四条

第三項及び第五項、第一百三十七条第三項、

三百三十八条第一項、第二百三十八条の二

第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八

条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十

四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条

及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地

方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十

二号)第三十三条第三項の改正規定、附則第

四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法

律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第六

条の規定により准用するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに

附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四

十七条の改正規定(公布の日から起算して一

年を超えない範囲内において政令で定める日

までの期間に付するものとされる同法第六条第六項の規定による改正前の市町

村の合併の特例等に関する法律(以下「旧法」

という。)第十七条の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

第三条 新法第十七条の規定は、平成二十二年四

月一日以後に行われる市町村の合併に係る合併

市町村に交付すべき地方交付税の額の算定につ

いて適用し、同日前に行われる市町村の合併に

係る合併市町村に交付すべき地方交付税の額の

算定については、この法律による改正前の市町

村の合併の特例等に関する法律(以下「旧法」

という。)第十七条の規定は、なおその効力を有する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するものほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

九号) 抄

(号) 抄

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することと

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(市町村の合併の特例に関する法律の一一部改正規則)

第二条 この法律による改正後の市町村の合併特例に関する法律(以下「新法」という。)第

二 第九十六条第一項の改正規定、第一百条の次

に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第一百二条第四項及び第五項、第一百九条、第一百九条の二、第一百十条、第一百二十一条、第一百二十

三条、第一百三十条、第一百三十九条、第

百七十九条、第二百七条、第二百十八条、第三

十条から第三十二条まで、第三十四条、第三

十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三

三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年

法律第八十九号)第三十三条第一項及び第二

項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十

一条、第四十五条の二及び第四十六条の規定

平成二十四年四月一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則)

(号) 抄

びに第二編第十一章第三節第一款を同節第一款とし、同款の前に一款を加える改正規定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十一条、第五十六条及び第七十条（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改正規定に限る。）の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則（平成二十六年六月一三日法律第六号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十九号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十一条の規定 公布の日

（处分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（施行期日）

**附 則（平成二十六年六月一三日法律第六号）抄**

(経過措置の原則)  
**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。  
(訴訟に関する経過措置)  
**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。  
この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。  
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)  
**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二七年九月四日法律第六三号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る)、第五十条、第一百九条並びに第一百五十五条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(罰則に関する経過措置)  
第二百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百五十五条 この附則に定めるものほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則に係る経過措置を含む)は、政令で定める。

第二百五十六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定 公布の日

二 略

第三条 中地方自治法第九十六条及び第一百九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百三十条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条(地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第二十三条第一項の改正規定(「含む。」)の下に、「第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。)の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条、第四条第二項から第四项まで、第七项から第十项まで、第十三项及び第十六项、第五项第一项、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十年四月一日

四号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二八年一月三日法律第八号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

四号)抄  
(平成二八年一二月二日法律第九号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二九年四月二六日法律第二五号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成二九年五月一七日法律第二九号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年六月九日法律第五四号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年六月一四日法律第三七号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百五十五条(民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の十

二号)の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第七十九条第一項第一号の改正規定を除く)、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十

二号)の改正規定を除く)、第九十一条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百零三条の三)を「第十三条の四」に改める部

する合併特例区協議会が同法第四十五条第二項の規定による決算の認定をしない旨の決定をする場合について適用する。

第二条 第四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十五条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に関する報告が提出される場合について適用する。

**第六条** 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十五条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和元年六月一四日法律第三七号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百五十五条(民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方

自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の十

二号)の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第七十七条第一項第一号の改正規定を除く)、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十

二号)の改正規定を除く)、第九十一条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百零三条の三)を「第十三条の四」に改める部

で、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十条、第二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)及び第一百七十三条並びに附則第十六条、第一百七十三条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定に限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

**第六条** 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十五条第六項の規定は、施行日以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和二年三月三一日法律第一号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和三年三月三一日法律第七号)抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方税法の目次の改正規定(第

二十九条第一項第一号の改正規定を除く)、第九十一条、第九十六条、第九十八条から第一百条ま

で、第一項中地方法の目次の改正規定(第

（分に限る）及び同法第一章第六節中第十三  
条の三の次に一条を加える改正規定並びに第  
六条並びに附則第十九条第二項から第五項ま  
で及び第二十四条から第二十八条までの規  
定 令和四年一月四日

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正  
に伴う経過措置)

(政令への委任)  
**第五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則  
（令和五年五月八日法律第一号）  
抄  
（施行期日）

の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法第二百三十三条の二第六項及び第七項」とする。

(施行期日)

号附則  
抄  
〔令和三年五月一〇日法律第三

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附見抄 (令和四年五月二十五日法律第四八)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

（時利三一ノハ全治律第百二一五号）第五  
十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五  
条の規定 公布の日

(政令への委任)  
**百二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で

定める。  
附則（令和四年六月一七日法律第六八号）

(施行期日) 指定

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○ 附則（令和四年一二月一六日法律第一号）抄